

青森県報

号外第十号

平成三十年
三月二日
(金曜日)

目 次

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一

○右 同……………同 ……二

○右 同……………同 ……三

○右 同……………同 ……四

○右 同……………同 ……五

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………同 ……六

○右 同……………同 ……六

○右 同……………同 ……七

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン平賀
平川市小和森上松岡一九三の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 DCMホームマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一

代表取締役 石黒靖規

2 イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 大門淳

3 NTTファイナンス株式会社

東京都港区港南一丁目二の七〇

代表取締役 前田幸一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・二〇
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更なし	
株式会社セリア 岐阜県大垣市外濶二丁目三八 代表取締役 河合映治	変更なし	
有限会社すとう 弘前市大字土手町七二の一 代表取締役 須藤豊一郎	変更なし	
株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 堀江泰文	変更なし	
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 羽牟秀幸	変更なし	

株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二 〇丁目一の二一 代表取締役 鶴羽順	変更なし	
坪田修 黒石市ぐみの木三丁目一の三	変更なし	
株式会社WING 平川市吹上高田九四の六 代表取締役 岩淵貴之	株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 木村禎史	二六・四・三〇 二九・二〇・五

四 届出年月日

平成二十九年十二月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び平川市役所

2 期間

平成三十年三月二日から同年七月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年七月二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン青森浜田一ブロック

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 大門淳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の 二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の 二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 二六・五・三〇
はるやま商事株式会社 岡山県岡山市北区表町一丁目二の 三 代表取締役 治山正史	変更なし	
株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 一 代表取締役 才津達郎	株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 一 代表取締役 赤尾主哉	二五・八・一

四 届出年月日

平成二十九年十二月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十年三月二日から同年七月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年七月二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン青森東

青森市大字矢田前字弥生田四五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社東商 青森市大字宮田字玉水二 代表取締役 佐藤茂	平成 二五・三・一 (住所) 三三・三・二五 (代表者 の氏名)
変更後	株式会社東商 青森市大字宮田字玉水五九四 代表取締役 佐藤一尚	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	平成 二六・五・二〇
変更後	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博文	変更なし
変更前	株式会社よしのや本間 青森市八重田一丁目六の一三 代表取締役 本間徳夫	二七・八・三三
変更後	株式会社かさい 弘前市大字高田三丁目六の一三 代表取締役 前田和紀	二七・三・八

四 届出年月日

平成二十九年十二月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

変 更 前	変 更 後	変 更 後	変 更 後	変 更 後	変 更 後
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p style="text-align: center;">青森県知事 三 村 申 吾</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成三十年三月二日</p>					
<p>二 期間</p> <p>平成三十年三月二日から同年七月二日まで</p>					
<p>三 時間</p> <p>午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。</p>					
<p>六 意見書の提出</p> <p>この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。</p>					
<p>1 提出期限</p> <p>平成三十年七月二日</p>					
<p>2 提出先</p> <p>青森県商工労働部商工政策課</p>					
<p>3 記載事項</p> <p>(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所</p> <p>(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称</p> <p>(三) 意見及びその理由</p>					
<p>4 言語</p> <p>意見書は、日本語により記載すること。</p>					

変 更 前	変 更 後	変 更 後	変 更 後	変 更 後	変 更 後
<p>二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>					
浪岡ショッピングセンター 青森市浪岡大字浪岡字松島一五	イオンタウン浪岡 青森市浪岡大字浪岡字松島一五	平成 三〇・九・一			
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 三〇・五・二〇			
DCMホームマックス株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更なし				
イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 大門淳	変更なし				
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	平成 三〇・五・二〇			
DCMホームマックス株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更なし				
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博文	変更なし				
成田孝之 弘前市大字土手町二四の一	変更なし				

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町一の一
代表取締役 山田昇

二五・四・三〇

四 届出年月日

平成二十九年十二月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十年三月二日から同年七月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年七月二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	八戸城下ショッピングセンター 八戸市城下二丁目一の一の六外	変更後	イオンタウン八戸城下 八戸市城下二丁目一の一の六外	変更年月日	平成 三三・九・一
-----	----------------------------------	-----	------------------------------	-------	--------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	変更年月日	平成 二六・五・三〇
変更前	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 大門淳	変更後	変更なし	変更年月日	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 佐々木智佳子	変更年月日	平成 二六・五・三〇
変更前	アピリティーズジャスコ株式会社 宮城県仙台市青葉区中央一丁目三の三 代表取締役 新穂誠一	変更後	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 堀江泰文	変更年月日	二七・五・三
変更前	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 神谷和秀	変更後	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 堀江泰文	変更年月日	二七・五・三

株式会社キタムラ 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目四の一 代表取締役 浜田宏幸	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一 代表取締役 矢野博文	変更なし	

四 届出年月日

平成二十九年十二月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成三十年三月二日から同年七月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

平成三十年七月二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハルル樹木

弘前市大字樹木五丁目七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スコール

弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル

代表取締役 大中廣

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成三十年三月二日から同年四月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カブ・大野店

青森市大字大野字前田七三の四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十年三月二日から同年四月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ウチダ企画店舗

むつ市小川町一丁目一〇四の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ウチダ企画

むつ市緑ヶ丘三三六の三六

代表取締役 内田征吾

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成三十年三月二日から同年四月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭